

北九州市 集団指導資料

- 1 「令和8年度北九州市介護サービス事業者等指導実施方針」について
- 2 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について
- 3 業務管理体制の整備について
- 4 介護保険サービス事業所における利用者預り金の取扱いについて(注意喚起)
- 5 北九州市介護サービス事故に係る事故報告要領
- 6 暴力・ハラスメントの防止
- 7 北九州市における介護人材確保に向けた取組
- 8 最新情報の入手のお願い

1 令和8年度北九州市介護サービス事業者等指導実施方針

(1)指導及び監査(指導監督体制)について

① 国の指導・監査指針

「介護保険施設等の指導監督について」

(令和4年3月31日老発第0331第6号厚生労働省老健局長通知)

② 指導と監査の違い

ア 指導(介護保険法(以下「法」という。)第23条)

運営の適正化とより良いケアの実現を目的に、運営基準や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図る。[事業者の育成・支援が目的]

イ 監査(法第76条ほか)

通報、苦情、相談等に基づく情報等により「指定基準違反等」又は「人格尊重義務違反」が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる。

(2)指導及び監査の対象と根拠

ア 指定地域密着型サービス事業者	(法第23条・第78条の7)
イ 指定地域密着型介護予防サービス事業者	(法第23条・第115条の17)
ウ 指定介護予防支援事業者	(法第23条・第115条の27)
エ 指定居宅サービス事業者	(法第23条・第76条)
オ 指定居宅介護支援事業者	(法第23条・第83条)
カ 指定介護老人福祉施設	(法第23条・第90条)
キ 介護老人保健施設	(法第23条・第100条)
ク 介護医療院	(法第23条・第114条の2)
ケ 指定介護予防サービス事業者	(法第23条・第115条の7)

(3)業務管理体制にかかる確認検査

ア 法的根拠 法第115条の33

イ 一般検査

事業者が整備した業務管理体制について、運用実態の報告を求め、事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じて改善に向け事業者が自主的に取り組めるよう助言を行う。

ウ 特別検査

事業者の指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合等に、当該事業者について、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行うとともに、併せて連座制の適用を判断するための不正行為への組織的関与の有無の確認を行う。

【参考:業務管理体制の整備の目的等】

介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、事業者及び利用者の保護及び介護保険事業の運営適正化を図ることを目的としたもの。

なお、適切な業務管理体制とは、事業所内の介護サービス事業に関わる全役職員が、

介護サービス提供における法令遵守の意義と重要性を理解し、日々の業務においてそれらを実践できるような組織体制をいう。

(4)実施方針

① 基本方針

介護サービスの質の確保と保険給付の適正化の推進を目的として、本市に所在する介護保険事業者に対する指導及び監査を実施することにより、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図る。

特に、令和8年度介護報酬改定(以下「臨時改定」という。)に伴い、介護職員等処遇改善加算の拡充が行われたことから、介護分野の職員の処遇改善に向けて、制度内容等の周知、徹底を図る。

なお、業務管理体制確認検査については、業務管理体制の整備、運用状況について事実関係を的確に把握し、事業者自らが適切な体制を整備し、改善が図られるよう支援する。

ア 指導の観点

介護サービスの質の確保に必要な「指定基準」は遵守されているか、身体拘束や高齢者虐待等のない「高齢者の尊厳」を支えるより良いケアが提供されているか、法の規定に基づく適正な「保険給付」が確保されているか等の観点に立ち、指導を行う。

また、指定基準の改正内容や介護報酬に係る加算の算定要件の変更内容について事業者の理解が深まるよう指導を行う。

イ 対象事業所

集団指導については、原則として、市内の全ての事業所を対象に実施する。

運営指導については、新規事業者を中心として、既に実施した運営指導の結果等を踏まえて計画的に対象の事業者を選定する。また、苦情や通報等の内容により、不適切な運営が疑われる事業所に対しては、機動的に運営指導を行う。

ウ 業務管理体制に係る確認検査について

介護サービス事業者に対する一般検査は、効率的な検査を実施する観点から原則として業務管理体制に係る届出内容について書面により報告を求めることとする。

また、必要に応じて運営指導と併せて一般検査を実施する。

② 令和8年度の指導事項

法令及び基準省令、報酬告示、解釈通知、留意事項通知、事務処理手順通知並びに市基準条例等の周知徹底による制度管理の適正化、「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」等を通じたより良いケアの実現、不適正な請求の防止による介護給付の適正化等の観点を踏まえ、次のとおり令和8年度の指導事項を定める。

ア 人員基準

・従業者の員数、管理者の適正な人員配置 等

「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

この場合の勤務延時間数は当該事業所で従業者として勤務した時間延べ数のみを算定し、従業者1人につき算入することができる時間数は、当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。(介護従業者が管理者又は計画作成担当者を兼務する場合は、介護従業者としての勤務時間だけを算入する。)

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者には、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能である。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(専従)

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間を指し、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

イ 設備基準(平面図、使用目的等)

ウ 運営基準

・内容及び手続の説明及び同意

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、「運営規程の概要」、「介護従業者の勤務体制」、「事故発生時の対応」、「苦情処理の体制」、「提供するサービスの第三者評価の実施状況」等の記載漏れがないよう指導する。併せて書面による利用者の同意を確認する。

なお、加算の算定要件として、利用者の同意を要するとされるものについては、個別に計画内容や実施内容等を説明し、同意を得たことが明らかになるよう記録が保管されているか確認する。

・サービス提供の記録の整備

サービスを提供した際の具体的なサービス内容(提供日、提供時間、具体的な内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項)を適切に記録するよう指導する。

介護報酬請求に関連する書類の保存期間は、保険給付の支払の日から5年であることに注意する。(市独自基準)

・身体拘束の廃止及び高齢者に対する虐待防止

(身体的拘束等の適正化のための取組み)

認知症対応型共同生活介護や介護老人福祉施設など対象となるサービスについては、「身体拘束廃止未実施減算」に該当していないかなどの確認を行うなど、指導を強化する。

また、運営指導の際、手指の機能を制限するミトン型手袋を着用させたり、自分で降りられないようベッドを柵で囲む等の身体拘束を行っている事業所があったが、その際の利用者の心身の状況等に関する記録がない事例が見受けられた。

このため、①「身体拘束ゼロへの手引き」、②身体拘束禁止の対象となる具体的行為、③利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨の職員への周知、④身体拘束廃止への事業所の取り組み、⑤緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についての利用者の心身の状況等の記録及び「切迫性」「非代替性」「一時性」の検討の各項目について指導する。

また、身体拘束の事例がないという理由だけで身体拘束廃止に向けての取り組みを何ら行っていない事業所に対しては、事業所内で研修を開催する等積極的な取り組みを行うよう指導する。

特に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合であっても、以下項目について徹底する。

(ア)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす判断根拠を明確にし、家族等への説明・同意を得ていること。

(イ)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録していること。(拘束している日ごとに記録していること。)

(ウ)身体拘束廃止委員会等で定期的な身体拘束解除・継続の検討を行うとともに、継続して身体拘束を行う場合には、改めて家族等への説明・同意を得る等の手続きを行っていること。

（高齢者虐待防止に対する取組み）

養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等に関する報道が後を絶たないこと、また、令和3年度報酬改定で虐待の防止に係る措置を講じるよう規定され、令和6年度から義務化されたことから、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、虐待の防止のための指針の整備、従業者への研修の実施、虐待の防止に係る措置の担当者の設置等、虐待の防止に係る措置を適切に講じているか確認指導する。

また、「高齢者虐待防止措置未実施減算」に該当していないか確認を行う。

・適正な個別サービス計画の作成

利用者の「自立支援」及び「尊厳の保持」並びに利用者へのサービスの質の確保のため、適切なサービス計画の作成及び取扱いについて指導する。

- （ア）個人ごとの具体的なサービス計画が「アセスメント」、「サービス担当者会議」、「モニタリング」等の適正な手続きを経て作成されているか。
- （イ）利用者の日常生活、心身の状況、その置かれている環境等が十分に把握されているか。
- （ウ）居宅サービス計画が作成されている場合は、個別サービス計画が当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。
- （エ）個別サービス計画の利用者に対する説明・同意及び交付がなされているか。
- （オ）個別サービス計画に基づいて実際のサービスが提供され、それがサービス記録に記載されているか。
- （カ）居宅サービス計画を作成した居宅介護支援専門員に、適時に連絡・報告や情報提供を行うなど適切な連携をとっているか。また、個別サービス計画の提供を求められた場合には、当該計画を提供しているか。

・適正な利用料等の受領

指定基準の解釈通知では、「利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき」は、基準に沿った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる事由として規定されている。これを踏まえ、運営基準上の重要項目である利用料等の受領について指導する。

併せて、利用者への利用料等の明細が明らかにされた領収証等の交付について確認し、「その他の日常生活費」等徴収された金額について、名目や内容が妥当であるか、それらについて説明・同意が適切に行われているか等を指導する。

・緊急時及び事故発生時の適切な対応

緊急時及び事故発生時の対応について、対応マニュアルが整備されているか等必要な措置が講じられているかを確認し、万が一の際に適切に対応できるよう指導する。

- （ア）緊急時及び事故が発生した場合の連絡体制や対応マニュアルが整備されているか。
- （イ）緊急時及び事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。

- (ウ)市に報告が必要な事案について、適切に報告が行われているか。
- (エ)賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うために必要な措置がとられているか。
- (オ)事故の原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じているか。

・適正な勤務体制の確保

サービスの質の確保のため、事業者等の従業者数が基準を満たしているか、無資格者によるサービス提供が行われていないか等を確認し、適正に配置された従業者により、適切にサービスが提供されるよう指導する。

- (ア)日々のサービス提供において、基準に定める人員が確保されているか。
- (イ)事業所内及び同一法人内の複数事業所間で兼務している場合は、辞令書(兼務発令)等により、各事業所への配置、職種の位置づけが明確にされているか。
- (ウ)介護職員等によるたんの吸引等の実施については、福岡県高齢者地域包括ケア推進課のホームページ「介護職員等による喀痰吸引等(特定行為)の実施について」の内容を確認すること。
- (エ)管理者と生活相談員、機能訓練指導員と看護職員、又は介護職員と他職種を兼務する場合などは、それぞれ職種ごとの勤務時間を明確に分けて(記載の行を分けて)勤務表を作成すること。
- (オ)介護職員等で医療・福祉関係の資格を有さない者について「認知症に係る基礎的な研修」を受講させること。

(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じられているか、確認指導を行う。

- (ア)職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。
- (イ)相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。

・業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図られるための必要な措置が講じられているか、確認指導を行う。

- (ア)業務継続計画の策定
- (イ)職員研修及び訓練の定期的な実施
- (ウ)定期的な業務継続計画の見直し

また、「業務継続計画未実施減算」に該当していないか確認を行う。

・定員の遵守

定員を上回っていないか確認指導を行う。

・非常災害対策（消火設備の設置・点検状況、非常災害（火災、風水害、

地震等）対応マニュアルの作成、避難・救出訓練の定期的な実施等）

非常災害対策の計画策定、消火設備の設置・点検状況、避難救出訓練の定期的実施、訓練実施にあたっての地域住民の参加状況等を確認し、指導を行う。

また、市基準条例による災害種別ごとの対応計画の策定等の実施について確認し、指導を行う。〈市独自基準〉

・衛生管理体制の整備（まん延の防止等）

衛生上、必要な措置を講じられているか、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止の措置を講じられているか、確認指導を行う。

（ア）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

（イ）指針の整備

（ウ）手洗い・手指衛生の徹底、共用タオルの禁止、ペーパータオルの設置

（エ）清潔なものと不潔なもの（使用済みオムツ等）の分別管理

（オ）衛生管理マニュアル（感染症対策マニュアル・食中毒対策マニュアル）の整備

（カ）職員研修及び訓練の定期的な実施

（キ）労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び同法に基づく健康診断の対象外の従業者に対する健康管理

※ 厚生労働省のホームページから「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019 年3月）」及び「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」を入手し、内容を確認すること。

・利用者等に関する秘密の保持及び個人情報の適正な管理

従業者若しくは従業者であった者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在職中及び退職後も漏らさないよう必要な措置を講じること、また、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書で得ること等利用者及びその家族の個人情報を適切に取扱うよう指導する。

特に、利用者本人から同意を得ているので、その家族から同意を得る必要がないと誤解しているケースや、利用者家族が遠方に居住しているためその家族から同意を得ることは不要と誤解しているケース等がないか確認し、指導する。

なお、家族の個人情報の使用に関する同意については、「利用者の代理人」欄に家族が署名していることで家族の同意を得たと誤解している事例が見受けられたので指導の徹底を図る。

家族の同意を得たことにならない事例		家族の同意を得ている事例	
利用者	北九 花子	利用者	北九 花子
代理人	北九 太郎	代理人	北九 太郎
利用者家族	（署名なし）	利用者家族	北九 太郎

個人情報の管理についてパソコン等でデータを管理する場合には、不必要なアクセスを防止するようにセキュリティ措置を講じているか、書類等については持ち出し等の状況が管理されているか、保管時の施錠が行われているか等を確認する。

また、車上荒らしによる利用者の情報ファイルの紛失等の事故報告事例もあることから、情報管理を適切に行うよう指導する。

・ **苦情処理体制の整備 等**

苦情相談窓口や苦情処理体制等を整備するとともに、苦情処理の手続きを適切に定めるよう指導する。また、利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合に、苦情の内容を記録し、迅速かつ適切に対応するよう指導する。

利用者又はその家族からの苦情に関し、市又は福岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか確認する。

なお、重要事項説明書等に、苦情相談窓口(事業所、福岡県国民健康保険団体連合会、通常の事業の実施地域を区域内に有する区役所の相談窓口等)が適切に記載されているか確認する。

＜ **基準条例で規定する市独自基準** ＞

- ① 非常災害対策（災害種別ごとの対応計画作成）
- ② 地域との連携（自治会等への加入、災害時における自治会等との協力体制、地域交流のためのスペース確保）
- ③ サービス記録の整備（介護報酬に係る記録の5年間保存）
- ④ 暴力団員等の排除
- ⑤ 居室定員の設定

工 報酬基準

・ 適正な請求（特に加算、減算の算定要件の確認）

介護報酬算定の要件を満たしていない場合は、事業者による自主点検の上、過誤調整により返還を指導する。

・ 臨時改定に伴う改正内容等の周知

《 **参考** 》北九州市条例第8条

(**非常災害対策**)

事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

※ 消防法で定める消火訓練とは別に、風水害、地震等を想定した避難、救出等の訓練を行うこと。

(注)例えば、消防法において年2回の消火訓練が定められている場合、このうちの1回を消火訓練を行わず、風水害、地震等を想定した避難、救出等にあてた場合は、消防法に定められた消火訓練は、1回しか実施していないことになる。

《参考》北九州市条例第11条ほか

(暴力団員等の排除)

事業者は、次のいずれかに該当してはならない。

ア 事業者または管理者等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

イ 暴力団員等を事業所の従業者又は補助者として使用していること。

ウ 暴力団員等が事業所の運営について支配していると認められること。

エ 事業者又は役員等が福岡県暴力団排除条例(以下「県条例」という。)の以下の規定に違反したことにより勧告(県条例第22条)を受けたにもかかわらず、それに従わず、その旨を公表(県条例第23条第1項)されてから2年以内の者であること。

[県条例が規定する禁止事項]

- ・暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に利益供与してはならない(県条例第15条第2項)
- ・暴力団員が暴力団員であることを隠蔽する目的であることを知って、暴力団員に自主の名義を利用させてはならない(県条例第17条の3)
- ・暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、自主の不動産を譲渡等する契約をしてはならない(県条例第19条第2項)
- ・暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、他人の不動産を譲渡等する契約の代理又は媒介をしてはならない(県条例第20条第2項)

オ 事業者又は役員等が、県条例の以下の規定に違反することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年以内の者であること。

[県条例が規定する禁止事項]

- ・暴力団の威力を利用する目的で、あるいは暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員等に利益を供与してはならない(県条例第15条第1項)

「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について

1 条例制定・改正の背景

第1次地方分権一括法等により、厚生労働省令で定められている介護保険の居宅サービス、施設サービスの指定基準を県及び政令指定都市・中核市の条例に委任することが定められた。条例で定める際の基準等に関しての省令改正が行われ、本市においても、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を定め、平成25年4月1日より施行した。

同じく居宅介護支援等の基準を条例委任する内容を含めた第3次地方分権一括法が、平成25年6月14日に公布された(平成26年4月1日施行。ただし、1年間の経過措置あり)ことに伴い、厚生労働省令で定められている居宅介護支援の指定基準についても、居宅サービス等の基準と同様に、本市条例で定め、平成26年7月1日に施行した。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

条例で定める基準については、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が下記に示すとおり、「従うべき基準」「参酌すべき基準」の2類型に分類されている。この分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなる。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
基準例	従業者及びその員数、秘密の保持、事故発生時の対応 など	運営規程、設備及び備品、記録の整備 など

※基準条例は北九州市のホームページに掲載しています。

北九州市HP

トップページ > 暮らしの情報 > 健康・福祉 > 介護・介護予防 > 介護 > その他
> 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

3 本市の主な独自基準

① 暴力団の排除

国の基準	規定なし
独自基準	【義務付け】 事業者は、次のいずれかに該当してはならない。 (ア) 事業者または役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)であること。 (イ) 暴力団員等を事業所の従業者又は補助者として使用していること。 (ウ) 暴力団員等が事業所の運営について支配していると認められること。 (エ) 事業者又は役員等が福岡県暴力団排除条例(以下「県条例」という。)の以下の規定に違反したことにより勧告(県条例第22条)を受けたにもかかわらず、それに従わず、その旨を公表(県条例第23条第1項)されてから2年以内の者であること。 《県条例が規定する禁止事項》 ● 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に利益供与してはならない(県条例第15条第2項) ● 暴力団員が暴力団員であることを隠蔽する目的であることを知って、暴力団員に自己の名義を利用させてはならない(県条例第17条の3) ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、自己の不動産を譲渡等する契約をしてはならない(県条例第19条第2項) ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、他人の不動産を譲渡等する契約の代理又は媒介をしてはならない(県条例第20条第2項) (オ) 事業者又は役員等が、県条例の以下の規定に違反することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年以内の者であること。 《県条例が規定する禁止事項》 ● 暴力団の威力を利用する目的で、あるいは暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員等に利益を供与してはならない(県条例第15条第1項)
設定理由	適正なサービス提供のため、北九州市暴力団排除条例に基づき、事業者から暴力団員等を排除する措置を講じる必要があるためです。
説明	暴力団員等の排除について、この条例の規定に基づいて誓約書を提出していただきます。

② 地域との連携等(自治会等への加入)

国の基準	規定なし
独自基準	【努力規定】 事業者は、事業の運営に当たっては、自治会等に参加するなどして地域住民等との連携及び協力を行う等の地域交流に努め、その事業内容を地域住民に周知するよう努めなければならない。
設定理由	日頃より地域との交流を図り、地域に開かれたサービス提供を行うことで、地域との連携・協力体制を構築し、また、地域住民に事業の内容について理解を得る必要があるためです。
説明	「地域との連携」の1つの手段として、自治会等の地縁による団体へ加入することなどに努めなければならないことを規定するものです。

③ サービス記録の整備

国の基準	あり(記録の整備)
独自基準	【義務付け】 介護報酬請求に関連する記録の保存期間は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。
設定理由	介護報酬の返還請求権は、公法上の債権として5年間の消滅時効が適用されるためです。
説明	介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年間とするものです。ただし、それ以外の記録については、国の基準どおり2年間とします。 ※ 経過措置として、条例の施行日において既に発生している記録の保存期間については、国の基準どおり2年間とします。

④ 地域との連携等(地域交流のためのスペース確保)

国の基準	あり(地域との連携等)
独自基準	【努力規定】 事業者は、地域との交流・連携を図るため、事業所及び施設内に地域交流のためのスペースの確保に努めなければならない。
設定理由	事業者は、事業の運営にあたり、地域との結び付きを重視し、積極的に地域住民との交流・連携を深めていく必要があるためです。
説明	事業所内において、地域との交流を図るためのスペースの確保に努めなければならないことを規定するものです。

⑤ 非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)

国の基準	あり(非常災害対策)
独自基準	【義務付け】 事業者は、 <u>火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを従業者に定期的に周知するとともに、これに基づく避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。</u>
設定理由	東日本大震災等を踏まえ、利用者の安全確保を強化するためです。
説明	災害種別ごとに対応計画を作成するとともに、避難訓練等の実施を規定するものです。

⑥ 地域との連携等(災害時における自治会等との協力体制)

国の基準	あり(地域との連携等)
独自基準	【努力規定】 事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。
設定理由	非常災害時には、地域での協力体制が不可欠なことから、自治会等との協力体制を築くことが重要であるためです。
説明	「地域との連携等」の一環として、非常災害時における自治会等との協力体制を築くよう努めなければならないことを規定するものです。

⑦ 居室定員【介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、特別養護老人ホーム】

国の基準	あり(設備) ① 居室の定員は、1人。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ② 平成25年4月1日時点で、既に指定を受けている介護老人福祉施設(平成25年4月1日以後に増築又は改築された部分を除く。)については「4人以下」とする。
独自基準	【義務付け】 ①は国の基準どおりとする。 ②は、平成25年4月1日時点で既に指定を受けている施設(条例施行後に増築された部分を除く)は「4人以下」とする。 ※ 国の基準と異なる部分は、改築についても「4人以下」を認める部分です。
設定理由	現在、多床室に入所している方については、施設の建替(改築)の際に、一定の配慮も必要であると考えためです。
説明	国の基準では、既設の施設であっても、「増築」「改築」する場合は「4人以下」が認められませんが、本市の独自基準として、「改築」する場合については、利用者の意向を確認した上で「4人以下」を認めるものです。

独自基準適用表

※ 介護予防サービスを含む

条例名称		北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例																									
サービス種別	サービス名	居宅介護支援	介護予防支援	居宅サービス										施設サービス			地域密着型サービス										
				訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
①	暴力団の排除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	地域との連携等(自治会等への加入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	サービス記録の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	地域との連携等(地域交流のためのスペース確保)																○		○		○	○	○	○	○	○	
⑤	非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)								○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	
⑥	地域との連携等(非常災害時における協力体制)								○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	
⑦	居室定員																○									○	

○:独自基準が適用されるサービス

業務管理体制の整備について

大手介護保険事業者の不正請求事件等を受けて、平成 21 年 5 月介護保険法が改正され、介護サービス事業者に対し、事業の規模に応じた適切な業務管理体制を整備することが義務付けられました。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、事業者及び利用者の保護・介護保険事業の運営適正化を図ることを目的としたものです。

1 適切な業務管理体制とは

事業所内の介護サービス事業に関わる全役職員が、介護サービス提供における法令遵守の意義と重要性を理解し、日々の業務においてそれらを実践できるような組織体制をいいます。

2 業務管理体制整備の内容

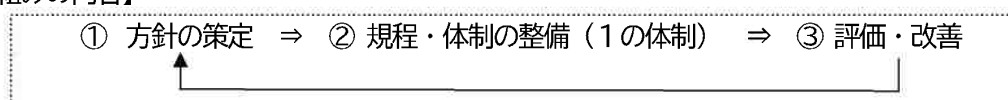
指定を受けている事業所数により整備すべき体制の内容が異なります。

指定事業所数	整備の内容
20 未満	・法令遵守責任者の選任
20 以上 100 未満	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備
100 以上	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備 ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の定期的な実施

3 法人としての取り組みのポイント（法令等遵守の態勢）

「業務管理体制」は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なります。法令等で定めた前項 2 の内容は、事業者が整備する業務管理体制の一部です。体制を整備し、組織として事業者自らの取り組みが求められます。

【取り組みの内容】



① 方針の策定

- ・法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ・法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ・方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

② 規程・体制の整備

- ・法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ・法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢（体制）を整備しているか。
- ・各事業部門等に対し、遵守すべき法令、内部規程等を周知し、遵守させる態勢を整備しているか。

③ 評価・改善

- ・法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ・検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

4 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者が中心となって、前項 3 の法令等遵守の態勢についての運用状況を確認し、取り組みを進めてください。

- ・「法令等の遵守に係る方針」の制定、全役職員への周知
- ・法令（基準）等の情報の収集・周知、サービス・報酬請求内容の確認

- ・内部通報、事故報告及び苦情・相談への対応
 - ・法令遵守等に関する研修実施、マニュアルの作成
- 等

5 参考

(1) 法令遵守責任者とは

事業所内において、業務管理体制を整備・強化する上で中心的役割を担う人を指します。

資格等については、特に法令や通知で求められていませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく基準条例・通知等の内容に精通した者であって、事業者内部の法令遵守を徹底することができる人が選任されることが想定されています。

なお、法令遵守責任者の役割については、法令や通知で明確に定められていません。これは、事業者自らが実情に応じた適切な取組とは何かを真剣に考え、試行錯誤しながら適切な業務管理体制を整備していくことが求められているからです。

(2) 法令遵守方針とは

事業者が法令の則った適切なサービスを提供する上での基本方針（理念）を指します。

サービス提供に係る基本方針であるため、全役職員がサービス提供における法令遵守の意義及び重要性を理解できる内容であることが求められます。

(3) 業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）とは

法令遵守方針に基づき、全役職員が法令に則った適切なサービスを提供する上での取り決めをまとめた規程（マニュアル）を指します。

全役職員に法令遵守の徹底を義務付けるための規定を盛り込む必要はありますが、必ずしもチェックリストに類するものを策定する必要はありません。（日常業務の運営に当たり、法令遵守を徹底するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載したもので可能です。）

ただし、規程（マニュアル）という性格上、全役職員が規程（マニュアル）を参照することで法令に則った適切なサービスを一律に提供できるものであることが求められます。（例えば、サービスを提供する上で全役職員が守るべきこと、やってはいけないことが明確にされている等。）

《規程（マニュアル）内容の具体例》

- ・法令遵守責任者の役割、責任及び組織体制に関する取り決め
 - ・法令遵守の執行状況、モニタリングに関する取り決め
 - ・研修の実施に関する取り決め
- 等

(4) 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）とは

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

(5) 厚生労働省が発出した業務管理体制の資料

厚生労働省のホームページに「業務管理体制」に関する資料がありますので、必要に応じて内容や届出先等について確認してください。

《厚生労働省のホームページのアクセス箇所》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制

(6) 本市の業務管理体制一般検査の結果について

本市のホームページに一般検査の結果を掲載しています。参考までにご覧ください。

《北九州市のホームページのアクセス箇所》

トップページ > ビジネス・産業 > 医療・福祉・健康・衛生（事業者向け） > 福祉 > 事業者のみなさまへのお知らせ > 介護保険 > 介護サービス事業者の業務管理体制 > 介護サービス事業者の業務管理体制の整備、届出及び一般検査について